

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年11月11日

**【四半期会計期間】** 第14期第1四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

**【会社名】** 株式会社イデアインターナショナル

**【英訳名】** IDEA INTERNATIONAL CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 橋本 雅治

**【本店の所在の場所】** 東京都港区芝五丁目13番18号M. T. Cビルディング3階

**【電話番号】** 03-5446-9505

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役経営管理部長 松原 元成

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区芝五丁目13番18号M. T. Cビルディング3階

**【電話番号】** 03-5446-9505

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役経営管理部長 松原 元成

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第14期 第1四半期 累計(会計)期間		第13期	
		自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成19年 7月1日 至 平成20年 6月30日		
会計期間					
売上高	(百万円)	1,011	4,601		
経常利益または経常損失(△)	(百万円)	△63	268		
当期純利益または四半期純損失(△)	(百万円)	△46	130		
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	—	—		
資本金	(百万円)	250	184		
発行済株式総数	(千株)	644	592		
純資産額	(百万円)	791	782		
総資産額	(百万円)	2,865	2,468		
1株当たり純資産額	(円)	1,210.88	1,317.57		
1株当たり当期純利益または1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△73.27	219.93		
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	—	—		
1株当たり配当額	(円)	—	—		
自己資本比率	(%)	27.2	31.6		
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△435	371		
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△90	△207		
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	585	△183		
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	253	199		
従業員数	(名)	127	120		

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4 第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権及び新株予約権を発行しておりますが、当社株式は第13期事業年度末において非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

- 5 第14期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(名)	127 [87.6]
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除いております。)を記載しております。また、従業員数の〔外書〕は、臨時雇用者数の当該期間における平均雇用人数を記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 仕入実績

当第1四半期会計期間における仕入実績を品種別に示すと、次のとおりであります。

品種	仕入高(百万円)
オリジナルブランド商品	448
セレクトブランド商品	181
合計	630

(注) 1 オリジナルブランド商品の製造において、当社が金型を保有するものに関し、会計上製品として区分しております。上記オリジナルブランド商品については、製品としての仕入高(生産高)(186百万円)を含んでおります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当社は受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を品種別・販売形態別に示すと、次のとおりであります。

##### ① 品種別実績

品種	販売高(百万円)
オリジナルブランド商品	742
セレクトブランド商品	263
手数料収入	5
合計	1,011

② 販売形態別実績

品 種	販売高(百万円)
製造卸売事業	719
小売事業	287
手数料収入	5
合 計	1,011

(注) 1 小売業の内訳を小売業態別に示すと下記のとおりであります。

小売業態	販売高(百万円)	割合(%)
Idea Frames	42	14.8
Idea Seventh Sense	92	32.4
Idea Digital Code	24	8.6
Agronatura	75	26.1
Idea Outlet	28	10.1
インターネット販売	23	8.0
合 計	287	100.0

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、原油高や米国のサブプライムローン問題に端を発した金融不安による世界経済の減速などの影響を受け、国内景気は後退局面を向かえ、これまで景気を下支えしてきた設備投資や個人消費にも先行き不透明感が高まっております。

当社はこうした環境のもと、デザイン性を高め人々の生活シーンを「美しく」「楽しく」「豊かに」演出するライフスタイルプロダクトを自ら企画・開発し、それらを様々な販売チャネルを通じて提案していくことにより差別化された事業基盤を確立・拡大させることに取り組んでまいりました。

事業別の取組みとしては、製造卸売事業ではデザイン家電などのオリジナルブランド商品・国内セレクトブランド商品を既存販路中心に拡販いたしました。また小売事業では「Agronatura」を仙台パルコ及び新宿ルミネに出店し、当第1四半期末現在の店舗数は18店舗となりました。

また、新規事業としてIT事業及び空間プロデュース事業を開始いたしました。IT事業は、ライフスタイルを楽しむ高感性な人々が感覚的にライフスタイル関連情報入手・発信・交換できるインテリア&デザインのポータルサイト「idsite(アイディーサイト)」を開設し、高感性なユーザーのアクセス数を増やすことで、インターネット広告媒体としての価値を高め、将来広告収入を獲得していきます。空間プロデュース事業は、人材確保や知的生産性向上のために快適な職場環境を志向する中堅・中小・ベンチャー企業を主な対象に、オフィス・飲食店・各種ショップなど様々な空間をプロデュースしていくことで、手数料収入を獲得していきます。

品種別の販売実績としてはオリジナルブランド商品につきましては、外部デザイナーとのコラボレーションによる「TAKUMI」ブランド、インハウスデザイナーの開発する「YUEN'TO」が好調に推移いたしました。一方オーガニック化粧品ブランド「Agronatura」は一部商品の成分不表示による自主回収を行い、生産管理の再構築を行っており、その影響で計画を下回りました。

販売形態別の販売実績において、製造卸売事業は既存得意先であるセレクトショップへの販売が好調に推移したのに加え、セールスプロモーション用の大口特注も獲得することができました。小売事業においては、「Idea Seventh Sense」有楽町マルイ店、「Idea Outlet」三井アウトレットパーク入間店など好調に推移しています。「Agronatura」は生産管理の再構築の影響で計画を下回りました。

以上の結果、売上高は1,011百万円、営業損失は54百万円、経常損失は63百万円、四半期純損失は46百万円となりました。当初から費用増を見込んでおりましたが、売上が当初計画を上回ったため、損失を当初計画よりも改善することができました。

なお、当事業年度より四半期報告書を作成しているため、前第1四半期会計期間との比較は行っておりません。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期末における総資産の残高は、2,865百万円(前事業年度末は2,468百万円)となり、397百万円増加いたしました。

流動資産は、2,333百万円(前事業年度末は2,030百万円)となり、303百万円増加いたしました。これは現金及び預金の増加(54百万円)、製品の増加(94百万円)及び繰延税金資産の増加(88百万円)等によるものであります。

固定資産は、532百万円(前事業年度末は437百万円)となり、94百万円増加いたしました。これは本社増床及び店舗出店に伴う有形固定資産の増加(74百万円)等によるものであります。

流動負債は、1,638百万円(前事業年度末は1,560百万円)となり、78百万円増加いたしました。これは未払法人税等の減少(92百万円)等があったものの、1年以内に返済予定の長期借入金の増加(154百万円)等によるものであります。

固定負債は、435百万円(前事業年度末は125百万円)となり、310百万円増加いたしました。これは長期借入金の増加(308百万円)等によるものであります。

純資産は、791百万円(前事業年度末は782百万円)となり、8百万円増加いたしました。これは繰延ヘッジ損益の減少(86百万円)等があったものの、公募増資による資本金の増加(66百万円)及び資本剰余金の増加(66百万円)等によるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末の残高199百万円に対して54百万円増加し、253百万円となりました。

当第1四半期会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、435百万円となりました。

これは、減価償却費(24百万円)等があったものの、税引前四半期純損失(69百万円)、売上債権等の増加(80百万円)、棚卸資産の増加(111百万円)及び法人税等の支払(98百万円)等があったことによるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、90百万円となりました。

これは、本社増床及び新規出店費用等の有形固定資産取得による支出(82百万円)等によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、585百万円となりました。

これは、長期借入金の純増(463百万円)及び株式の発行による収入(132百万円)等によるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

- ① 当第1四半期会計期間において、前事業年度に計画中であった重要な設備の新設等について完了したものは、次のとおりであります。

事業所名	所在地	設備の内容	完了
本社	東京都港区	事務所増床	平成20年9月
店舗	—	店舗新設 (2店舗)	平成20年9月

- ② 当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は、次のとおりであります。

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加面積(m <sup>2</sup> )
			総額	既支払額				
店舗	—	店舗新設 (2店舗)	34	—	借入金	平成21年 1月	平成21年 4月	170.00

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,248,000
計	2,248,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	644,500	644,500	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー ・マーケット) 「ヘラクレス」	—
計	644,500	644,500	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19の規定に基づく(ストック・オプション)に関する事項は、次のとおりであります。

平成13年10月17日 臨時株主総会決議	
第1四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)	
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,800株
新株予約権の行使時の払込金額	1,250円
新株予約権の行使期間	平成15年10月30日もしくは会社が株式公開した日から数えて6ヶ月のいずれか遅い日から平成21年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,250円 資本組入額 625円
新株予約権の行使の条件	1) 新株引受権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株引受権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 2) 新株引受権の譲渡、相続、またはこれに担保権を設定することは認めない。 3) 新株引受権に関するその他の細目については、当社と権利者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、その時点で権利者が新株引受権を行使していない新株引受権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2 発行価額は、会社が時価を下回る発行価額をもって新株を発行した場合(新株予約権の行使及び既に発行されている新株引受権の行使の場合を除く。)または自己株式を処分するときは、次の算式により調整される。(調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により調整される。(調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。)

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年9月27日 定時株主総会決議	
第1四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)	
新株予約権の数	42個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1,250円
新株予約権の行使期間	平成16年11月1日もしくは会社が株式公開した日から数えて6ヶ月のいずれか遅いほうから平成21年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,250円 資本組入額 625円
新株予約権の行使の条件	1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 2) 新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 3) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議及び新株予約権割当契約により定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または会社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、会社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使及び改正前の商法に基づき発行された新株引受権の行使の場合は除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

平成15年9月22日 定時株主総会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	33個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1,250円
新株予約権の行使期間	平成17年11月1日もしくは会社が株式公開した日から数えて6ヶ月のいずれか遅いほうから平成21年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,250円 資本組入額 625円
新株予約権の行使の条件	1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 2) 新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 3) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議及び新株予約権割当契約により定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または会社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、会社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使及び改正前の商法に基づき発行された新株引受権の行使の場合は除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{\text{1株当たり払込金額または処分価額}} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

平成16年9月30日 定時株主総会決議	
第1四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)	
新株予約権の数	36個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	7,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1,250円
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日もしくは会社が株式公開した日から数えて6ヶ月のいずれか遅いほうから平成22年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,250円 資本組入額 625円
新株予約権の行使の条件	1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。 2) 新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 3) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議及び新株予約権割当契約により定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または会社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、会社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使及び改正前の商法に基づき発行された新株引受権の行使の場合は除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

平成17年9月29日 定時株主総会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数	210個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	42,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,350円
新株予約権の行使期間	平成19年11月1日もしくは会社が株式公開した日から数えて6ヶ月のいずれか遅い日から平成23年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,350円 資本組入額 675円
新株予約権の行使の条件	1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 2) 新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。 3) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議及び新株予約権割当て契約により定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または会社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、会社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使及び改正前の商法に基づき発行された新株引受権の行使の場合は除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{\text{1株当たり払込金額または処分価額}} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$































